

「大阪府子ども計画 (子育て当事者向け)」(案)

～子ども・若者や子育てに関する取組で
大阪府が大事にすること～

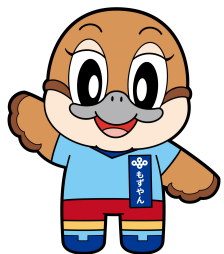
こども
まんなか

(こども家庭庁HPより)

大阪府福祉部子ども家庭局
令和7年3月



©2014 大阪府もずやん



©2014 大阪府もずやん

「こども基本法」と「こども大綱」について

こども
まんなか

- 2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」は、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために作られました。
- 国の「こども大綱」は、「こども基本法」に基づく大綱で、幅広い子ども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に作られました。
- 国は、「こども大綱」を基に少子化や育児の問題やこども・若者の育成支援、子どもの貧困対策といった課題を一つに束ね、子どもや若者、結婚・子育ての当事者を真ん中にすえた取組を行っていきます。



（こども家庭庁HPより）



©2014 大阪府もずやん

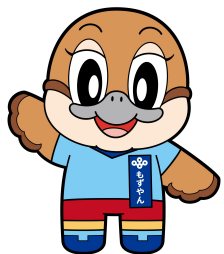
「こどもまんなか社会」について

こども
まんなか

- 「こども大綱」では、全ての子ども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現をめざします。
- 「こどもまんなか社会」が実現すれば、子どもや若者が自分の希望や能力を活かすことや、子どもを育てたいといった願いを叶えることができます。その結果、少子化対策や未来を担う人材を社会で育てることにもつながり、多くの人を幸せにします。
- 国は、こうした「こどもまんなか社会」を実現するために、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、国家の中心にすえた政策を行い、誰一人取り残さずに健やかな成長を後押しします。

こどもまんなか

(こども家庭庁HPより)



©2014 大阪府もずやん

「大阪府子ども計画」について

こども
まんなか

- 令和7年3月、大阪府は、「こども基本法」第10条第1項に基づき、国の「こども大綱」を参考にして、「大阪府子ども計画」を作りました。
- 「大阪府子ども計画」には、大阪府が、子ども・若者や子育てに関する取組をすすめるときに、大事にすることや必要なことを書いています。
- これから大阪府が行う子ども・若者や子育てに関する取組は、「大阪府子ども計画」に沿ってすすめていきます。





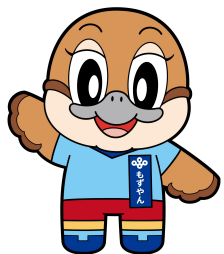
©2014 大阪府もずやん

大阪府子ども計画の「基本理念」について

こども
まんなか

次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、
創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

- 次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子どもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。
- こうしたことを踏まえ、本計画においては、子どもが個人として尊重され、また、子どもや家庭が地域や企業・民間団体等も含めた社会全体から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で育った子どもたちが、ありのままの自分を尊重しながら、自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、やがて、社会の一員として次の世代を担っていく」という好循環をめざすことを基本理念とします。



©2014 大阪府もずやん

大阪府子ども計画の「基本的視点」について

こども
まんなか

1

子どもが主役
(こどもまんなか)
である視点

子どもの最善の利益を図り、成長過程
(ライフステージ) や状況に応じた
切れ目のない支援をめざします。

2

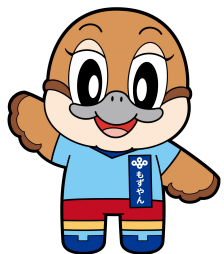
次代の担い手となる
若い世代の視点

若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、
将来に希望をもって生きられる社会づくりを
めざします。

3

子育て当事者の
視点

子育て当事者に寄り添いつつ、状況に応じた
柔軟な支援をめざします。



©2014 大阪府もずやん

大阪府子ども計画の「基本方向」について

こども
まんなか

基本理念を実現し、基本的視点を反映するために、次の5つの基本方向を設定します。

＜基本方向1＞
子どもを生み育てることができる社会
【子どもの誕生前から幼児期まで】

妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える
社会づくりを推進します。

＜基本方向2＞
子どもが成長できる社会
【学童期・思春期】

大阪の未来を担う子どもたちを育てる
社会づくりを推進します。

＜基本方向3＞
若者が自立できる社会
【青年期】

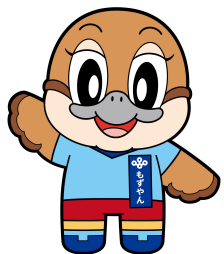
大阪の若者が自らの意思で将来を選択し、
自立できる社会づくりを推進します。

＜基本方向4＞
子どものすべての成長過程
(ライフステージ) にわたる支援

心身の状況、置かれた環境に関わらず、
大阪のすべての子どもが幸せな状態で成長できる
社会づくりを推進します。

＜基本方向＞
子育て当事者に対する支援

大阪の子育て当事者が、健康で自己肯定感と
ゆとりを持って、子どもに向き合える
社会づくりを推進します。



©2014 大阪府もずやん

大阪府子ども計画の「重点施策」について

こども
まんなか

基本方向に沿って、特に重点的に取り組む15項目を重点施策として設定し、積極的に取組をすすめていきます。

<基本方向1>

子どもを生き育てることができる社会
【子どもの誕生前から幼児期まで】

- ①安心して子どもを生き育てることができる環境の整備
- ②幼児教育・保育内容の充実と教育・保育を支える人材の確保・資質の向上

<基本方向2>

子どもが成長できる社会
【学童期・思春期】

- ③すべての子どもへの学びの機会の確保
- ④確かな学力の定着と学びの深化
- ⑤子どもの居場所づくりの推進

<基本方向3>

若者が自立できる社会
【青年期】

- ⑥将来を見通して安心して仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりの推進
- ⑦若者の就職支援の強化
- ⑧子ども・若者が自らの意思で将来を選択し、再チャレンジできる取組の推進

<基本方向4>

子どものすべての成長過程
(ライフステージ) にわたる支援

- ⑨子どもの貧困対策の推進
- ⑩障がいのある子どもへの支援の充実
- ⑪児童虐待防止の取組の推進と社会的養育体制の整備
- ⑫ヤングケアラーをはじめ、困難を抱える子ども・若者への支援の充実

<基本方向>

子育て当事者に対する支援

- ⑬子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
- ⑭子育て世帯の働きやすい労働・職場環境の整備
- ⑮ひとり親家庭等への支援の充実

こども基本法における 子ども・若者・子育て当事者等の意見反映



©2014 大阪府もずやん

こども基本法第11条において、

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

大阪府は、

「大阪府子ども家庭審議会」において、子ども・若者、子育て当事者をはじめ、広く関係者の意見をきいて、「大阪府子ども計画」の策定や、見直しを行うとともに、次の取組を進めます。

「大阪府子ども計画」における 子ども・若者の意見反映



©2014 大阪府もずやん

「大阪府子ども家庭審議会」に、子ども・若者当事者委員の4名の大学生に参加いただき、「大阪府子ども計画」などについての意見をきいています。

子ども・若者向けのアンケート調査を実施し、多くの子ども・若者のみなさんの意見をきいています。

子どもたちにも理解しやすい「大阪府子ども計画（やさしい版）」を作成するとともに、子ども・若者のみなさん向けの「パブリックコメント」を行います。

アンケート調査や「大阪府子ども計画（やさしい版）」をつくるときには、「大阪府子ども家庭審議会」の子ども・若者当事者委員のみなさんの意見をきいています。

「大阪府子ども計画」における
子育て当事者及びその他関係者の意見反映

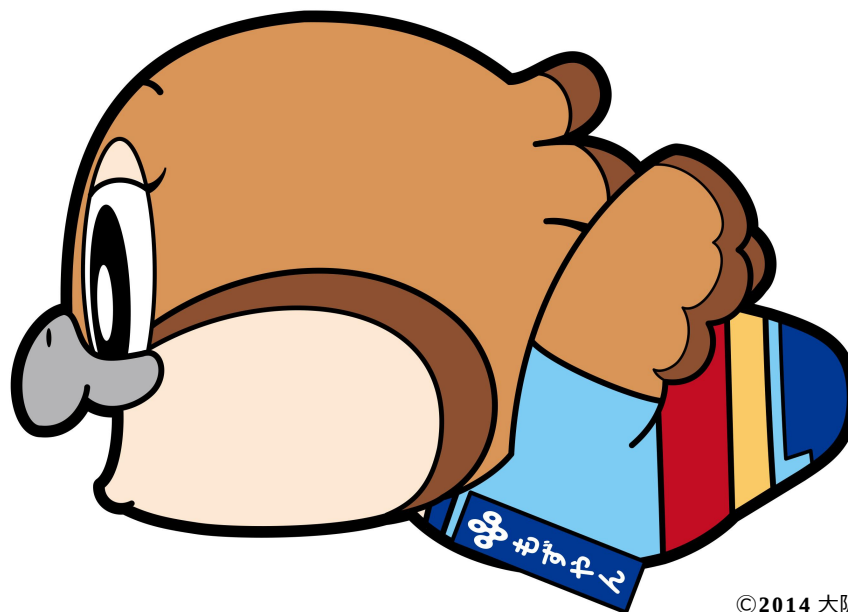


©2014 大阪府もずやん

「大阪府子ども家庭審議会」に、子育て当事者及び子ども・若者を支援をする団体の代表者や学識経験者に委員として参加いただき、「大阪府子ども計画」についての意見をきいています。

「大阪府子ども計画」作成のために、府内市町村と協力し、子育て当事者向けのアンケート調査を実施し、子育て当事者の意見をきいています。

「大阪府子ども計画（子育て当事者向け）」を作成するとともに、子育て当事者をはじめ、広く府民のみなさんに意見をきくため、「パブリックコメント」を行っています。



©2014 大阪府もずやん

次代を担う子ども・若者が、個人として尊重され、
創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪